

今週のトピックス

税務・会計

特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置の廃止

現行の措置法では、平成13年11月30日から平成14年12月31日までの間に取得等をした上場株式等を譲渡した場合、その株式の譲渡所得等を取得対価の合計額1000万円までを非課税とする措置（特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置）が設けられています。しかし、この非課税措置が今年の適用を最後に廃止されるので注意が必要です。

妻名義の生命保険に基づく生命保険料控除

生命保険料控除は必ずしも払込みをする者が保険契約者である必要はないため、本来は保険契約者が保険料を支払うのが通例ですが、契約者（妻）の夫が支払ったことを明らかにした場合には、夫の生命保険料控除の対象となります。

申告期限延長の承認を受けている場合の棚卸資産の評価方法の届出期限

法人が、確定申告書の提出期限について申告期限の延長の承認を受けている場合には、棚卸資産の評価方法の届出書の提出期限は、その延長された期限となります。減価償却資産の償却方法の届出、欠損金の繰戻しによる還付請求等における確定申告書の提出期限も同様です。

経営

商業登記簿・不動産登記簿らくらく活用セミナー

商業登記簿と不動産登記簿は、誰でも入手可能な情報にもかかわらず、あまり活用されていない方が多いのではないのでしょうか。今回のセミナーでは、取引先の「危険信号」を見逃さないために最低限必要な知識・技術等を、全くの初心者の方を対象にご説明いたします。

1月18日14時から。

http://event.tokyo-cci.or.jp/event_detail-14684.html

人・もの・カネ

国民年金保険料、月額310円引き上げ

厚生労働省は平成20年度の国民年金保険料（月額）について、19年度の1万4100円から310円引き上げ、1万4410円とすることを決めた。給付額は国民年金、厚生年金とも据え置く見通し。国民年金の保険料は17年度から毎年4月に引き上げることが決まっている。引き上げ額は16年時点の価値で「280円」と定められているが、昨年の物価変動率がプラスだったことなどから310円の引き上げとなったようです。年間では3720円のアップ。

ニュースな日々

平成20年度税制改正大綱

自民党は今月13日に平成20年度税制改正大綱を公表しました。注目されていた都市と地方の税収の格差問題については、消費税を含む税体系の抜本的改革が行なわれるまでの間の暫定措置として、地方法人特別譲与税を創設することとされています。他にも相続により取得した非上場株の相続税を事業承継を要件として納税猶予する事業承継税制や、株式の譲渡益・配当所得の軽減税率の撤廃といった金融・証券税制などがあります。
<http://www.jimin.jp/jimin/seisaku/2007/pdf/seisaku-031a.pdf>

今週のおすすめ

ピタゴラ装置 DVD ブック

「ピタゴラ装置」は、NHK教育テレビの人気番組「ピタゴラスイッチ」内で、軽快な音楽とともに、ビー玉やミニカーを使ってさまざまな仕掛けを次々に展開するコーナー。その複雑で意外なくみと爽快感に、子供だけでなく大人までも魅了されます。監修は「だんご3兄弟」ほかを生んだメディアクリエイターにして慶應義塾大学環境情報学部教授の佐藤雅彦と内野真澄。

タワーの灯

子供の為という建前で室内用のラジコンヘリを買いました。そんなに高いものではないのですが、ちゃんと飛びます。しかも、意外に丈夫に作られているようで、何度か墜落させても今のところ無事動いています。いい買い物しました。

三尾会計事務所
東京都港区芝5-27-5山田ビル5F
TEL: 03-6436-0201
FAX: 03-6436-0202
Info@mionet.co.jp
<http://www.miocci.com>